

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	予防接種事故救済給付費	事業開始年度	昭和46年度	作成責任者		
担当部局庁	健康局	担当課室	結核感染症課	結核感染症課 亀井 美登里		
会計区分	一般会計	上位政策	-			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	予防接種法第11条、予防接種法第23条2項	関係する計画、通知等	・「予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部等の施行について」 ・「予防接種法の一部を改正する法律等の施行につ			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	予防接種法第11条に基づき、救済給付金の支給をもって、健康被害者に対する迅速な救済を行うため。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	予防接種法第11条に基づき、定期の予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、医療費・医療手当、障害児養育年金、障害年金、遺族年金、遺族一時金、死亡一時金、葬祭料の給付を行う。 (補助率 2/3)					
実施状況	箇所数 334市町村					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	1,043	1,043	1,016	1,016	1,052
	執行額	935	989	998		
	執行率	89.6	94.8	98.2		
	総事業費(執行ベース)	1,987	1,960	1,999		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	支出先・用途の把握については、事業完了後提出される事業実績報告書により把握				
	見直しの余地	予防接種は、その実施に際して、関係者が十分注意しても、極めて稀に、重い副反応が起こり得るものである。疾病の発生及びまん延を予防するという予防接種法の趣旨の下に実施している予防接種については、救済措置が必要である。予防接種法に予防接種の実施と並んで救済もその法目的に規定されており、引き続きの予算措置が必要である。				
予算・監視の効率化	予防接種事故に対する救済措置については、予防接種法に基づく必要な事業であり、予算の執行の観点からも概ね妥当であるが、引き続き効率的な執行に努めること。					
補記						

厚生労働省 980百万円

〔 交付申請書の内容審査、交付決定、補助事業者の指導監督等 〕



【補助】

A 都道府県(47) 980百万円

(内訳) 上位10者

東京都	160百万円
大阪府	101百万円
愛知県	70百万円
神奈川県	55百万円
福岡県	52百万円
埼玉県	45百万円
北海道	34百万円
兵庫県	31百万円
広島県	27百万円
京都府	26百万円

〔 市町村への間接補助 〕



【補助】

B 市町村(334) 980百万円

(内訳) 上位10者

杉並区	26百万円
中野区	25百万円
調布市	13百万円
足立区	12百万円
三鷹市	10百万円
新宿区	10百万円
渋谷区	10百万円
八王子市	9百万円
国立市	9百万円
豊島区	9百万円

〔 健康被害者に対する救済給付金の支給を実施 〕

精算交付額 9百万円

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位:百万円)

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

A.東京都 *負担率1/2のため国費相当に按分			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
負担金	市町村に対する予防接種事故救済給付費の補助	160			
計		160	計		0
B.杉並区 *補助率1/2のため国費相当に按分			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
負担金	予防接種による健康被害者に対する医療費等の支給	26			
計		26	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0